

新（R7. 10. 15 適用版）		現 行	
※変更箇所のみ抜粋		※変更箇所のみ抜粋	
建築関係工事共通仕様書		建築関係工事共通仕様書	
第 1 編 総 則		第 1 編 総 則	
第1章 一般共通事項		第1章 一般共通事項	
第 1 節 一般事項		第 1 節 一般事項	
1. 1. 10 工事実績情報システム <u>（コリンズ）</u> への登録準用規定	工事実績情報システム <u>（コリンズ）</u> への登録が特記された場合は、登録内容について、あらかじめ監督員の確認を受けた後、次に示す期間内に登録機関へ登録申請を行う。登録後は、登録されたことを証明する資料を監督員に提出する。ただし、期間には土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（平成 23 年法律第 178 号）に定める国民の祝日、年末年始の閉庁日は含まない。なお、登録する際の現場代理人の従事期間については、現場に常駐している期間とする。 (1) 登録対象 工事請負代金額が 500 万円以上（単価契約の場合は契約総額）の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。 (2) 工事受注時 契約締結後 10 日以内 (3) 登録内容の変更時 <u>配置技術者の変更又は変更契約締結後 10 日以内</u> ただし、工事請負代金額だけの変更（工事請負代金額が 500 万円を跨ぐ変更は除く）の登録申請は要しない。 (4) 工事完成時 工事完成後 10 日以内 なお、変更時と完成時の間が 10 日間に満たない場合は、変更時の<u>登録されたことを証明する資料の</u>提出を省略することができるものとする。	1. 1. 10 工事実績情報システム <u>（CORINS）</u> への登録準用規定	工事実績情報システム <u>（CORINS）</u> への登録が特記された場合は、登録内容について、あらかじめ監督員の確認を受けた後、次に示す期間内に登録機関へ登録申請を行う。登録後は、登録されたことを証明する資料を監督員に提出する。ただし、期間には土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（平成 23 年法律第 178 号）に定める国民の祝日、年末年始の閉庁日は含まない。なお、登録する際の現場代理人の従事期間については、現場に常駐している期間とする。 (1) 登録対象 工事請負代金額が 500 万円以上（単価契約の場合は契約総額）の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。 (2) 工事受注時 契約締結後 10 日以内 (3) 登録内容の変更時 <u>変更事項の確定日から 10 日以内</u> <u>ただし、工事請負代金額だけの変更（工事請負代金額が 500 万円を跨ぐ変更は除く）の登録申請は要しない。</u> (4) 工事完成時 工事完成後 10 日以内 なお、変更時と完成時の間が 10 日間に満たない場合は、変更時の<u>提出を省略することができるものとする。</u>

新（R7. 10. 15 適用版）		現 行	
第 2 編 建築工事編		第 2 編 建築工事編	
第 1 章 一般共通事項		第 1 章 一般共通事項	
第 1 節 一般事項		第 1 節 一般事項	
1. 1. 2 準用規定	1. 建築工事に関する規定は、以下の国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の各仕様書の一般共通事項を除いて準用する。 (1) 「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（令和 <u>7</u> 年版）」 （2 章～20 章まで準用）（以下「公仕（建築編）」という。） (2) 「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（令和 <u>7</u> 年版）」 (3) 「建築物解体工事共通仕様書（令和 4 年版）」 (4) 「公共建築木造工事標準仕様書（令和 <u>7</u> 年版）」（以下「木造標仕」という。） 2. 準用にあたり、上記 1 (1) から (4) の仕様書に記載されている「監督職員」は「監督員」と、「監督職員の検査」は「監督員の確認」と読み替える。 また、各仕様書の一般共通事項の項目は、第 1 編 総則 の該当箇所と読み替える。	1. 1. 2 準用規定	1. 建築工事に関する規定は、以下の国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の各仕様書の一般共通事項を除いて準用する。 (1) 「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（令和 <u>4</u> 年版）」 （2 章～20 章まで準用）（以下「公仕（建築編）」という。） (2) 「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（令和 <u>4</u> 年版）」 (3) 「建築物解体工事共通仕様書（令和 4 年版）」 (4) 「公共建築木造工事標準仕様書（令和 <u>4</u> 年版）」（以下「木造標仕」という。） 2. 準用にあたり、上記 1 (1) から (4) の仕様書に記載されている「監督職員」は「監督員」と、「監督職員の検査」は「監督員の確認」と読み替える。 また、各仕様書の一般共通事項の項目は、第 1 編 総則 の該当箇所と読み替える。
1. 1. 4 完成図書	1. ～2. 省略 3. 保全に関する資料は、次による。 資料の作成に当たり、監督員と記載事項に関する協議を行う。 (1) 建築物等の利用に関する説明書 (2) 機器取扱い説明書 (3) 機器性能試験成績書（防水保証書等を含む） (4) 官公署届出書類 (5) 主要な材料・機器一覧表 <u>(6) 総合試運転報告書</u>	1. 1. 4 完成図書	1. ～2. 省略 3. 保全に関する資料は、次による。 資料の作成に当たり、監督員と記載事項に関する協議を行う。 (1) 建築物等の利用に関する説明書 (2) 機器取扱い説明書 (3) 機器性能試験成績書（防水保証書等を含む） (4) 官公署届出書類 (5) 主要な材料・機器一覧表
第 2 章 独自規定		第 2 章 独自規定	
		<u>4. 3. 4-2</u> <u>打込み工法</u> <u>（追加）</u>	<u>施工精度は、特記による。特記なき限り水平偏心は D/4（D は杭径）かつ 100 mm以内、傾斜は 1 /100 以内とする。これを超えたものについては、構造上の検討に基づき、杭の増打ち、構造体の補強等適切な処置を行う。</u>
1 2 章の 2 木造工事（追加） 1 節 一般事項		1 2 章の 2 木造工事（追加） 1 節 一般事項	
12-2. 3. 3 木材	(1) 木材	12-2. 3. 3 木材	(1) 木材 <u>(ア) 製材は JAS 1083-3（製材－第 3 部：目視等級区分構造用製材）に基づく目視等級区分構造用製材、JAS 1083-4（製材－第 4 部：機械等級区分構造用製材）に基づく機械等級区分構造用製材、JAS 1083-6（製材－第 6 部：</u>

新（R7. 10. 15 適用版）		現 行	
	_____ _____ (ア) 製材は、次による。 目視等級区分構造用製材は、JAS 1083-3（製材－第 3 部：目視等級区分構造用製材）による。 機械等級区分構造用製材は、JAS 1083-4（製材－第 4 部：機械等級区分構造用製材）による。 広葉樹製材は、JAS 1083-6（製材－第 6 部：広葉樹製材）による。 下地用製材は、JAS 1083-5（製材－第 5 部：下地用製材）による。 (イ) 構造用集成材は、_____ _____ JAS 1152（集成材）に規定する「構造用集成材」による。 (ウ) 化粧ばり構造用集成柱は、_____ _____ JAS 1152 に規定する「化粧ばり構造用集成柱」による。 (エ) 構造用単板積層材は、JAS 0701（単板積層材）に規定する「構造用単板積層材」による。 (オ) 丸太材は、「素材の日本農林規格」により、すべて皮はぎ材とする。 (カ) 木質接着成形軸材料、木質複合軸材料 _____ _____ は、_____ _____ 平成 12 年 5 月 31 日 建設省告示第 1446 号 _____ による。 (キ) 直交集成板は、JAS 3079（直交集成板）による。 (2) 構造用面材 _____ _____ (ア) _____ ミディアムデンシティファイバーボード（以下「MDF」という。）、ハードファイバーボード（以下「ハードボード」という。）及びシージングボードは、JIS A 5905（繊維板）による。 (イ) 構造用合板は、_____ JAS 0233（合板）に規定する「構造用合板」による。 (ウ) 化粧ばり構造用合板は、_____ _____ JAS 0233 に規定する「化粧ばり構造用合板」による。 (エ) 構造用パネルは、JAS 0360（構造用パネル）による。 (オ) パーティクルボードは、JIS A 5908（パーティクルボード）による。 (カ) 硬質木片セメント板は、JIS A 5404（木質系セメント板）による。 (キ) パルプセメント板は、JIS A 5414（パルプセメント板）による。 (ク) 構造用せっこうボード A 種、構造用せっこうボード B 種、せっこうボード、強化せっこうボード及びせっこうラスボードは、JIS A 6901（せっこうボード製品）による。 (ケ) ラスシートは、JIS A 5524（ラスシート（角波亜鉛鉄板ラス））による。		広葉樹製材）に基づく広葉樹製材及び JAS 1083-5（製材－第 5 部：下地用製材）に基づく下地用製材とする。 _____ _____ _____ _____ (イ) 構造用集成材は、「集成材の日本農林規格」第 5 条「構造用集成材の規格」 _____ による。 (ウ) 化粧ばり構造用集成柱は、「集成材の日本農林規格」第 6 条「化粧ばり構造用集成柱の規格」 _____ による。 (エ) 構造用単板積層材は、JAS 0701（単板積層材）に規定する「構造用単板積層材」による。 (オ) 丸太材は、「素材の日本農林規格」により、すべて皮はぎ材とする。 (カ) 木質接着成形軸材料、木質複合軸材料、木質断熱複合パネル及び木質接着複合パネルは、「建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件」（平成 12 年 5 月 31 日 建設省告示第 1446 号）による。 (キ) 直交集成板は、JAS 3079（直交集成板）による。 (2) 構造用面材 (ア) 構造用パーティクルボードは、JIS A 5908（パーティクルボード）による。 (イ) 構造用ミディアムデンシティファイバーボード（以下「MDF」という。）、ハードファイバーボード（以下「ハードボード」という。）及びシージングボードは、JIS A 5905（繊維板）による。 (ウ) 構造用合板は、「合板の日本農林規格」第 6 条「構造用合板の規格」 _____ による。 (エ) 化粧ばり構造用合板は、「合板の日本農林規格」第 7 条「化粧ばり構造用合板」 _____ による。 (オ) 構造用パネルは、JAS 0360（構造用パネル）による。 (カ) パーティクルボードは、JIS A 5908（パーティクルボード）による。 (キ) 硬質木片セメント板は、JIS A 5404（木質系セメント板）による。 (ク) パルプセメント板は、JIS A 5414（パルプセメント板）による。 (ケ) 構造用せっこうボード A 種、構造用せっこうボード B 種、せっこうボード、強化せっこうボード及びせっこうラスボードは、JIS A 6901（せっこうボード製品）による。 (コ) ラスシートは、JIS A 5524（ラスシート（角波亜鉛鉄板ラス））による。

新（R7. 10. 15 適用版）		現 行	
第 4 編 電気設備工事編		第 4 編 電気設備工事編	
第 1 章 一般共通事項		第 1 章 一般共通事項	
第 1 節 一般事項		第 1 節 一般事項	
1. 1. 2 準用規定	1. 電気設備工事に関する規定は、この編に定めるもののほか、次の各仕様書を準用して適用する。 なお、この編の規定と準用する各仕様書の規定が重複する場合には、この編の規定を優先する。 (1) 建築・設備の新営工事に係る電気設備工事は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）令和 <u>7</u> 年版」による。（以下「公仕（電気編）」という。） その際、同標準仕様書 第 1 編 一般共通事項 第 1 章 一般事項を除いて準用する。 (2) 建築・設備の改修及び修繕（以下「改修」という。）に係る電気設備工事は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）令和 <u>7</u> 年版」による。 その際、同標準仕様書 第 1 編 一般共通事項 第 1 章 一般事項を除いて準用する。 ただし、同第 7 節 養生 及び 第 8 節 撤去については、準用する。 2. 準用にあたり、上記 1 (1)、(2) の仕様書に記載されている「監督職員」は「監督員」と、「監督職員の検査」は「監督員の確認」と読み替える。 _____ _____ _____	1. 1. 2 準用規定	1. 電気設備工事に関する規定は、この編に定めるもののほか、次の各仕様書を準用して適用する。 なお、この編の規定と準用する各仕様書の規定が重複する場合には、この編の規定を優先する。 (1) 建築・設備の新営工事に係る電気設備工事は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）令和 <u>4</u> 年版」による。（以下「公仕（電気編）」という。） その際、同標準仕様書 第 1 編 一般共通事項 第 1 章 一般事項を除いて準用する。 (2) 建築・設備の改修及び修繕（以下「改修」という。）に係る電気設備工事は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）令和 <u>4</u> 年版」による。 その際、同標準仕様書 第 1 編 一般共通事項 第 1 章 一般事項を除いて準用する。 ただし、同第 7 節 養生 及び 第 8 節 撤去については、準用する。 2. 準用にあたり、上記 1 (1)、(2) の仕様書に記載されている「監督職員」は「監督員」と、「監督職員の検査」は「監督員の確認」と読み替える。 _____ _____ _____
		1. 1. 3 <u>施工中の環境保全等</u>	<u>1. 雨天の場合等でやむを得ない場合を除き、住戸内部の施工中は、極力サッシ等を開放して通風・換気を行う。また、物入れ、キッチンキャビネット、押し入れ等の閉塞箇所の扉は、できるだけ開放して通風・換気を行う。</u>

新（R7. 10. 15 適用版）		現 行	
第 2 節 施 工		第 2 節 施 工	
3. 2. 1 0 屋外灯	1. 照明用ポールを建柱する際は、仕上がり地盤等を考慮して掘削し、コンクリート基礎は、平場等の場所では同一レベルとし、植栽等の場所では地盤から 50mm 程度 <u>の根巻きを設ける。</u> なお、照明用ポールの根元部分には、シリコン樹脂等にてコーキングを施す。 2. 照明用ポールの内部で、ケーブル相互又はケーブルと電線とを接続する場合は、切離しが可能な接続金物を使用する。 3. 照明用ポールの開口部の向きは、原則として道路、通路等の側を避けるものとする。	3. 2. 10 屋外灯	1. 照明用ポールを建柱する際は、仕上がり地盤等を考慮して掘削し、コンクリート基礎は、平場等の場所では同一レベルとし、植栽等の場所では地盤から 50mm 程度 <u>高くする。</u> なお、照明用ポールの根元部分には、シリコン樹脂等にてコーキングを施す。 2. 照明用ポールの内部で、ケーブル相互又はケーブルと電線とを接続する場合は、切離しが可能な接続金物を使用する。 3. 照明用ポールの開口部の向きは、原則として道路、通路等の側を避けるものとする。
3. 2. 11 施工の立会い	屋外灯の設置 <u>並びに屋外灯の位置及び照射角度</u> の決定において、監督員の指示を受けた場合は、次の工程に進むに先立ち、監督員の立会いを受ける。	3. 2. 11 施工の立会い	屋外灯の設置 <u>の</u> 決定において、監督員の指示を受けた場合は、次の工程に進むに先立ち、監督員の立会いを受ける。
第 7 章 通信・情報設備工事		第 7 章 通信・情報設備工事	
第 1 節 機 材		第 1 節 機 材	
7. 1. 4 LAN 用コンセント	LAN 用コンセントは、JIS X 5150-1「 <u>汎用情報配線設備－第 1 部：一般要件</u> 」の接続器具に関する要件 <u>を</u> 満足する 8 極 8 心用モジュラジャックとする。	7. 1. 4 LAN 用コンセント	LAN 用コンセントは、JIS X 5150「 <u>構内 情報配線 システム</u> 」の接続器具に関する要件 <u>（カテゴリ 5）</u> を満足する 8 極 8 心用モジュラジャックとする。
7. 1. 5 機器収納ラック	ラック内には、接続図を収容する図面ホルダを設ける。 <u>ただし、露出形でドアのない構造のものは、難燃性透明ケース等を添付する。</u>	7. 1. 5 機器収納ラック	ラック内には、接続図を収容する図面ホルダを設ける。 <u> </u>
7. 1. 6 インターホン	インターホンは、次によるほか、JIS C 6020「インターホン通則」による。なお、仕上げ色は、製造者の標準色とする。 (1) 呼出し音量を調節する機能を有するものとする。 (2) 玄関子機は、JIS C 0920「電気機械器具の外郭による保護等級（IP コード）」による IPX3 <u>以上</u> とする。	7. 1. 6 インターホン	インターホンは、次によるほか、JIS C 6020「インターホン通則」による。なお、仕上げ色は、製造者の標準色とする。 (1) 呼出し音量を調節する機能を有するものとする。 (2) 玄関子機は、JIS C 0920「電気機械器具の外郭による保護等級（IP コード）」による IPX3 <u> </u> とする。
7. 1. 7 住宅情報盤装置	(省略)	7. 1. 7 住宅情報盤装置	(省略)
7. 1. 8 インターホンオートロック装置	1. ～ 2. (省略) 3. 機器は、次によるほか、本書 7. 1. 6 による。 (1) ～ (3) (4) <u> </u> 集合玄関機は、JIS C 0920「電気機械器具の外郭による保護等級（IP コード）」による IPX3 <u>以上</u> とする。 4. ～ 6. (省略)	7. 1. 8 インターホンオートロック装置	1. ～ 2. (省略) 3. 機器は、次によるほか、本書 7. 1. 6 による。 (1) ～ (3) (4) <u>屋外に設置する</u> 集合玄関機は、JIS C 0920「電気機械器具の外郭による保護等級（IP コード）」による IPX3 <u> </u> とする。 4. ～ 6. (省略)

新（R7. 10. 15 適用版）				現 行																											
7. 1. 9 電気制御式宅配ボックス装置				7. 1. 19 自動火災報知設備表示	1. 住棟内の共用部分（エントランス等）に設置し、宅配便等の受け渡しを無人で行える、共用型の電気制御式宅配ボックスについて適用する。																										
	1. 電気制御式宅配ボックス装置の品質及び性能は、 図示 による。				2. 電気制御式宅配ボックス装置の品質及び性能は、 図示 による。																										
	2. 機械式宅配ボックスについては、公住仕（建築編）20. 2. 20「機械式宅配ボックス装置」による。				3. 機械式宅配ボックスについては、公住仕（建築編）20. 2. 20「機械式宅配ボックス装置」による。																										
7. 1. 10 監視カメラ装置	カメラは、フリッカ補正機能_____を有するものとする。			7. 1. 10 監視カメラ装置	カメラは、フリッカ補正機能 <u>及び逆光補正機能</u> を有するものとする。																										
	（中略）				（中略）																										
7. 1. 19 自動火災報知設備表示	各機器には、正面を避けて、表 7. 1. 19 に示す事項を表示する。			7. 1. 19 自動火災報知設備表示	1. 共同住宅用受信機、住戸用受信機は下記のとおり。																										
	<table><tr><td>共同住宅用受信機、住戸用受信機</td><td>住棟受信機</td><td>補助音響装置</td><td>戸外表示器</td></tr><tr><td>種別、型式及び型式番号</td><td>種別、型式及び型式番号</td><td>－</td><td>－</td></tr><tr><td>定格電圧</td><td>定格電圧</td><td>－</td><td>－</td></tr><tr><td>製造者名※1</td><td>製造者名※1</td><td>製造者名※1</td><td>製造者名※1</td></tr><tr><td>－</td><td>受注者名※2</td><td>－</td><td>－</td></tr><tr><td>製造年月※1</td><td>製造年月※1</td><td>製造年月※1</td><td>製造年月※1</td></tr></table>				共同住宅用受信機、住戸用受信機	住棟受信機	補助音響装置	戸外表示器	種別、型式及び型式番号	種別、型式及び型式番号	－	－	定格電圧	定格電圧	－	－	製造者名※1	製造者名※1	製造者名※1	製造者名※1	－	受注者名※2	－	－	製造年月※1	製造年月※1	製造年月※1	製造年月※1	(1) 種別、型式及び型式番号		
	共同住宅用受信機、住戸用受信機	住棟受信機	補助音響装置		戸外表示器																										
	種別、型式及び型式番号	種別、型式及び型式番号	－		－																										
定格電圧	定格電圧	－	－																												
製造者名※1	製造者名※1	製造者名※1	製造者名※1																												
－	受注者名※2	－	－																												
製造年月※1	製造年月※1	製造年月※1	製造年月※1																												
			(2) 定格電圧																												
			(3) 製造者名又はその略号																												
			(4) 製造年月日又はその略号																												
			2. 住棟受信機																												
			1. (1)による。																												
			3. 補助音響装置																												
			1. (3) (4)による。																												
			4. 戸外表示器																												
			1. (3) (4)による。																												
第 2 節 施 工				第 2 節 施 工																											
7. 2. 2 位置ボックス及びジョイントボックス	表 7. 2. 1 隠ぺい配管の位置ボックス及びジョイントボックスの使用区分			7. 2. 2 位置ボックス及びジョイントボックス	表 7. 2. 1 隠ぺい配管の位置ボックス及びジョイントボックスの使用区分																										
	用途	配管状況	ボックスの種別		備考	用途	配管状況	ボックスの種別	備考																						
	壁掛形_____スピーカ	—	中形四角アウトレットボックス 36			壁掛形 <u>子時計及びスピーカ</u>	—	中形四角アウトレットボックス 36																							
	天井埋込形スピーカ	(22) 又は (E25) 以下の配管 4 本以下	中形四角アウトレットボックス 44		二重天井内	天井埋込形スピーカ	(22) 又は (E25) 以下の配管 4 本以下	中形四角アウトレットボックス 44	二重天井内																						
		(22) 又は (E25) 以下の配管 5 本	大形四角アウトレットボックス 44				(22) 又は (E25) 以下の配管 5 本	大形四角アウトレットボックス 44																							
		(28) 又は (E31) 以下の配管 4 本以下	大形四角アウトレットボックス 54				(28) 又は (E31) 以下の配管 4 本以下	大形四角アウトレットボックス 54																							
	_____	_____	_____		壁付け	壁掛形表示器	_____	同上	壁付け																						
	電話用コンセント	—	中形四角アウトレットボックス 36		スラブ天井内	電話用コンセント	—	中形四角アウトレットボックス 36	スラブ天井内																						
		—	中形四角コンクリートボックス 54 又は八角コンクリートボックス 75				—	中形四角コンクリートボックス 54 又は八角コンクリートボックス 75																							
	直列ユニット	同軸ケーブル 1 本を	大形四角アウトレット		壁付け	直列ユニット	同軸ケーブル 1 本を	大形四角アウトレット	壁付け																						

新（R7. 10. 15 適用版）

	及びテレビ端子	引入れ、1 又は 2 本を引き出す場合	ボックス 36	
	LAN 用コンセント	—	中形四角アウトレットボックス 36	壁付け
	情報コンセント	—	中形四角アウトレットボックス深さ 36mm	電話、テレビ端子等を同一ボックスに取付ける場合
	スポット型感知器	(22) 又は (E25) 以下の配管 4 本以下	中形四角コンクリートボックス 54 又は八角コンクリートボックス 75	スラブ天井内
		—	中形四角アウトレットボックス深さ 44mm	二重天井内
	P 型発信機	(16) 又は (E19) 以下の配管 1 本	中形四角アウトレットボックス又は 2 個用スイッチボックス深さ 44	壁付け
	スポット型感知器用試験器	—	1 個用スイッチボックス 44	
	防火戸自動閉鎖装置	—	大形四角アウトレットボックス 54 又は 44	
	備考（1）配管を 5 本以上接続するボックスは、大形四角コンクリートボックス又			

第 1 0 章 電気設備工事標準図

第 1 節 一般事項

10. 1. 1 一般事項

電気設備工事標準図は、国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修「公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）令和 7 年版」による。

現 行

	及びテレビ端子	引入れ、1 又は 2 本を引き出す場合	ボックス 36	
	LAN 用コンセント	—	中形四角アウトレットボックス 36	壁付け
	情報コンセント	—	中形四角アウトレットボックス深さ 36mm	電話、テレビ端子等を同一ボックスに取付ける場合
	<u>押しボタンスイッチ</u>	<u>送り配線となる場合</u> <u>末端の場合（連用 3 個以下）</u>	<u>中形四角アウトレットボックス深さ 36mm</u> <u>1 個用スイッチボックス 36</u>	<u>壁付け</u>
	スポット型感知器	(22) 又は (E25) 以下の配管 4 本以下	中形四角コンクリートボックス 54 又は八角コンクリートボックス 75	スラブ天井内
		—	中形四角アウトレットボックス深さ 44mm	二重天井内
	P 型発信機	(16) 又は (E19) 以下の配管 1 本	中形四角アウトレットボックス又は 2 個用スイッチボックス深さ 44	壁付け
	スポット型感知器用試験器	—	1 個用スイッチボックス 44	
	防火戸自動閉鎖装置	—	大形四角アウトレットボックス 54 又は 44	
	備考（1）配管を 5 本以上接続するボックスは、大形四角コンクリートボックス又			

第 1 0 章 電気設備工事標準図

第 1 節 一般事項

10. 1. 1 一般事項

電気設備工事標準図は、国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修「公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）令和 4 年版」による。

新（R7. 10. 15 適用版）		現 行																													
第5編 機械設備工事編		第5編 機械設備工事編																													
第1章 一般共通事項		第1章 一般共通事項																													
第1節 一般事項		第1節 一般事項																													
1.1.2 準用規定	1. 機械設備工事に関する規定は、この編に定めるもののほか、次の各仕様書を準用して適用する。 なお、この編の規定と準用する各仕様書の規定が重複する場合には、この編の規定を優先する。 (1) 建築・設備の新営工事に係る機械設備工事は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）令和⁷年版」による。（以下「公仕（機械編）」という。） その際、同標準仕様書 第1編 一般共通事項 第1章 一般事項を除いて準用する。 (2) 建築・設備の改修及び修繕（以下「改修」という。）に係る機械設備工事は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）令和⁷年版」による。 その際、同標準仕様書 第1編 一般共通事項 第1章 一般共通事項を除いて準用する。 2. 準用にあたり、上記1 (1)、(2)の仕様書に記載されている「監督職員」は「監督員」と、「監督職員の検査」は「監督員の確認」と読み替える。	1.1.2 準用規定	1. 機械設備工事に関する規定は、この編に定めるもののほか、次の各仕様書を準用して適用する。 なお、この編の規定と準用する各仕様書の規定が重複する場合には、この編の規定を優先する。 (1) 建築・設備の新営工事に係る機械設備工事は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）令和⁴年版」による。（以下「公仕（機械編）」という。） その際、同標準仕様書 第1編 一般共通事項 第1章 一般事項を除いて準用する。 (2) 建築・設備の改修及び修繕（以下「改修」という。）に係る機械設備工事は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）令和⁴年版」による。 その際、同標準仕様書 第1編 一般共通事項 第1章 一般共通事項を除いて準用する。 2. 準用にあたり、上記1 (1)、(2)の仕様書に記載されている「監督職員」は「監督員」と、「監督職員の検査」は「監督員の確認」と読み替える。																												
第4節 完成図等		第4節 完成図等																													
1.4.2 保全に関する資料	表 1. 4. 1 取扱い説明書を備える住戸内機器 <table><tr><th>項目</th><th>摘要</th></tr><tr><td>衛生器具類</td><td>便器 温水洗浄便座 洗面器及び洗面化粧ユニット 洗濯排水パン 浴槽</td></tr><tr><td>換気扇類</td><td>レンジ用フードファン 換気扇（24 時間換気設備含む） 常閉型電動給気シャッター 給気口（グリル及びレジスター）</td></tr><tr><td>暖冷房機器</td><td>ルームエアコンディショナ</td></tr><tr><td>ガス^栓類</td><td>ガス^栓</td></tr><tr><td>熱源機類</td><td>給湯機器 ヒートポンプ給湯器</td></tr><tr><td>その他</td><td>上記以外に設置された設備機器類</td></tr></table>	項目	摘要	衛生器具類	便器 温水洗浄便座 洗面器及び洗面化粧ユニット 洗濯排水パン 浴槽	換気扇類	レンジ用フードファン 換気扇（24 時間換気設備含む） 常閉型電動給気シャッター 給気口（グリル及びレジスター）	暖冷房機器	ルームエアコンディショナ	ガス ^栓 類	ガス ^栓	熱源機類	給湯機器 ヒートポンプ給湯器	その他	上記以外に設置された設備機器類	1.4.2 保全に関する資料	表 1. 4. 1 取扱い説明書を備える住戸内機器 <table><tr><th>項目</th><th>摘要</th></tr><tr><td>衛生器具類</td><td>便器 温水洗浄便座 洗面器及び洗面化粧ユニット 洗濯排水パン 浴槽</td></tr><tr><td>換気扇類</td><td>レンジ用フードファン 換気扇（24 時間換気設備含む） 常閉型電動給気シャッター 給気口（グリル及びレジスター）</td></tr><tr><td>暖冷房機器</td><td>ルームエアコンディショナ</td></tr><tr><td>ガス^{コック}類</td><td>ガス^{コック}</td></tr><tr><td>熱源機類</td><td>給湯機器 ヒートポンプ給湯器</td></tr><tr><td>その他</td><td>上記以外に設置された設備機器類</td></tr></table>	項目	摘要	衛生器具類	便器 温水洗浄便座 洗面器及び洗面化粧ユニット 洗濯排水パン 浴槽	換気扇類	レンジ用フードファン 換気扇（24 時間換気設備含む） 常閉型電動給気シャッター 給気口（グリル及びレジスター）	暖冷房機器	ルームエアコンディショナ	ガス ^{コック} 類	ガス ^{コック}	熱源機類	給湯機器 ヒートポンプ給湯器	その他	上記以外に設置された設備機器類
項目	摘要																														
衛生器具類	便器 温水洗浄便座 洗面器及び洗面化粧ユニット 洗濯排水パン 浴槽																														
換気扇類	レンジ用フードファン 換気扇（24 時間換気設備含む） 常閉型電動給気シャッター 給気口（グリル及びレジスター）																														
暖冷房機器	ルームエアコンディショナ																														
ガス ^栓 類	ガス ^栓																														
熱源機類	給湯機器 ヒートポンプ給湯器																														
その他	上記以外に設置された設備機器類																														
項目	摘要																														
衛生器具類	便器 温水洗浄便座 洗面器及び洗面化粧ユニット 洗濯排水パン 浴槽																														
換気扇類	レンジ用フードファン 換気扇（24 時間換気設備含む） 常閉型電動給気シャッター 給気口（グリル及びレジスター）																														
暖冷房機器	ルームエアコンディショナ																														
ガス ^{コック} 類	ガス ^{コック}																														
熱源機類	給湯機器 ヒートポンプ給湯器																														
その他	上記以外に設置された設備機器類																														

新（R7. 10. 15 適用版）		現 行	
2. 2. 8. 5 追焚配管及び浴槽	第 8 項 試 験 1. 追焚配管は配管完了後、水圧試験を 0. 15MPa で実施し、その試験成績書を監督員に提出する。 なお、水圧試験の保持時間は 30 分以上、<u>空気圧試験の保持時間は 15 分以上</u>とする。	1. 1. 2 準用規定	第 8 項 試 験 1. 追焚配管は配管完了後、水圧試験を 0. 15MPa で実施し、その試験成績書を監督員に提出する。 なお、水圧試験の保持時間は 30 分以上_____とする。
	第 3 章 空気調和設備工事 第 1 節 一般事項 第 1 項 暖冷房設備・換気設備機材		第 3 章 空気調和設備工事 第 1 節 一般事項 第 1 項 暖冷房設備・換気設備機材
	3. 1. 1. 1 一般事項 _____ _____ _____ 3. 1. 1. <u>4</u> ルームエアコンディショナ ～ 3. 1. 1. <u>12</u> 接合材料		3. 1. 1. 1 一般事項 _____ <u>3. 1. 1. 4 住棟セントラル暖房方式</u> 3. 1. 1. <u>5</u> ルームエアコンディショナ ～ 3. 1. 1. <u>13</u> 接合材料
第 2 節 施 工 第 1 項 機器の据付け及び取付け		第 2 節 施 工 第 1 項 機器の据付け及び取付け	
3. 2. 1. 6 ルームエアコンディショナの設置	機器の据付けは、地震等の外力に対して転倒、横すべり等を起こさないよう設置すること。また、室外機については、振動の伝播を防止するために防振ゴム等による対策を施すこと。 なお、防振ゴムによる場合には、JIS K 6386（防振ゴム－ゴム材料）によるクロロプレンゴム（硬度 50～60）<u>又はエチレンプロピレンゴム（EPDM）</u>とする。	3. 2. 1. 6 ルームエアコンディショナの設置	機器の据付けは、地震等の外力に対して転倒、横すべり等を起こさないよう設置すること。また、室外機については、振動の伝播を防止するために防振ゴム等による対策を施すこと。 なお、防振ゴムによる場合には、JIS K 6386（防振ゴム－ゴム材料）によるクロロプレンゴム（硬度 50～60）_____とする。

新（R7. 10. 15 適用版）					現 行																																																										
3. 2. 1. 7 換 気 機 器 の 据 付 け 及 び 取 付 け		1．換気扇類及び付属部品の据付け及び取付けは、次によるほか、公仕（機械編）第 5 編 2. 2. 1 の当該事項による。 2．換気扇類は、 <u>原則として</u> スラブ下面からの吊り金具に防振を考慮して取付ける。			3. 2. 1. 7 換 気 機 器 の 据 付 け 及 び 取 付 け		1．換気扇類及び付属部品の据付け及び取付けは、次によるほか、公仕（機械編）第 5 編 2. 2. 1 の当該事項による。 2．換気扇類は、 <u> </u> スラブ下面からの吊り金具に防振を考慮して取付ける。																																																								
第 5 章 給排水衛生設備工事					第 5 章 給排水衛生設備工事																																																										
第 1 節 機 材					第 1 節 機 材																																																										
第 1 項 衛生器具					第 1 項 衛生器具																																																										
5. 1. 1. 2 衛 生 陶 器 及 び 付 属 品		1．衛生陶器及び付属品の組合せは、公仕（機械編）表 5. 1. 1 によるほか、表 5. 1. 1 に よる。 表 5. 1. 1 衛生陶器及び付属品 <table><tr><th colspan="4">衛生陶器</th><th rowspan="2">付 属 品</th></tr><tr><th colspan="2">種 別</th><th>JIS 記 号</th><th>規 格 名 称</th></tr><tr><td rowspan="2">大 便 器</td><td rowspan="2">Ⅱ 形</td><td>C 730S</td><td>洗 浄 弁 式 床 置 壁 排 水 Ⅱ 形 便 器</td><td>イ 大便器スパッド(タンク密結便器の場合を 除く) ロ 大便器床フランジ（床排水形の場合） ハ 接続排水管及び接続用パッキン又は大便 器壁フランジ（壁排水型の場合）</td></tr><tr><td>C 1201S</td><td>タンク式床置 壁排水Ⅱ形便 器</td><td>ニ 合成樹脂製便座（ふた付） ホ 合成樹脂製紙巻器 ヘ 13mm 給水管又はフレキシブル管付密結ロ ータンク（タンク密結便器の場合）内部金 具は逆流防止形のもの</td></tr><tr><td rowspan="3">小 便 器</td><td rowspan="3"><u>Ⅰ</u> <u>形</u></td><td>U 510</td><td>洗 浄 弁 式 床 置 小便器（大形）</td><td rowspan="2">イ 小便器スパッド ロ 小便器床フランジ</td></tr><tr><td>U 511</td><td>同上（小形）</td></tr><tr><td>U 520</td><td>洗 浄 弁 式 壁 掛 小便器（大形）</td><td>ロ 小便器壁フランジ</td></tr></table>			衛生陶器				付 属 品	種 別		JIS 記 号	規 格 名 称	大 便 器	Ⅱ 形	C 730S	洗 浄 弁 式 床 置 壁 排 水 Ⅱ 形 便 器	イ 大便器スパッド(タンク密結便器の場合を 除く) ロ 大便器床フランジ（床排水形の場合） ハ 接続排水管及び接続用パッキン又は大便 器壁フランジ（壁排水型の場合）	C 1201S	タンク式床置 壁排水Ⅱ形便 器	ニ 合成樹脂製便座（ふた付） ホ 合成樹脂製紙巻器 ヘ 13mm 給水管又はフレキシブル管付密結ロ ータンク（タンク密結便器の場合）内部金 具は逆流防止形のもの	小 便 器	<u>Ⅰ</u> <u>形</u>	U 510	洗 浄 弁 式 床 置 小便器（大形）	イ 小便器スパッド ロ 小便器床フランジ	U 511	同上（小形）	U 520	洗 浄 弁 式 壁 掛 小便器（大形）	ロ 小便器壁フランジ	5. 1. 1. 2 衛 生 陶 器 及 び 付 属 品		1．衛生陶器及び付属品の組合せは、公仕（機械編）表 5. 1. 1 によるほか、表 5. 1. 1 に よる。 表 5. 1. 1 衛生陶器及び付属品 <table><tr><th colspan="4">衛生陶器</th><th rowspan="2">付 属 品</th></tr><tr><th colspan="2">種 別</th><th>JIS 記 号</th><th>規 格 名 称</th></tr><tr><td rowspan="2">大 便 器</td><td rowspan="2">Ⅱ 形</td><td>C 730S</td><td>洗 浄 弁 式 床 置 壁 排 水 Ⅱ 形 便 器</td><td>イ 大便器スパッド(タンク密結便器の場合を 除く) ロ 大便器床フランジ（床排水形の場合） ハ 接続排水管及び接続用パッキン又は大便 器壁フランジ（壁排水型の場合）</td></tr><tr><td>C 1201S</td><td>タンク式床置 壁排水Ⅱ形便 器</td><td>ニ 合成樹脂製便座（ふた付） ホ 合成樹脂製紙巻器 ヘ 13mm 給水管又はフレキシブル管付密結ロ ータンク（タンク密結便器の場合）内部金 具は逆流防止形のもの</td></tr><tr><td rowspan="3">小 便 器</td><td rowspan="3"><u>Ⅰ</u> <u>形</u></td><td>U 510</td><td>洗 浄 弁 式 床 置 小便器（大形）</td><td rowspan="2">イ 小便器スパッド ロ 小便器床フランジ</td></tr><tr><td>U 511</td><td>同上（小形）</td></tr><tr><td>U 520</td><td>洗 浄 弁 式 壁 掛 小便器（大形）</td><td>ロ 小便器壁フランジ</td></tr></table>			衛生陶器				付 属 品	種 別		JIS 記 号	規 格 名 称	大 便 器	Ⅱ 形	C 730S	洗 浄 弁 式 床 置 壁 排 水 Ⅱ 形 便 器	イ 大便器スパッド(タンク密結便器の場合を 除く) ロ 大便器床フランジ（床排水形の場合） ハ 接続排水管及び接続用パッキン又は大便 器壁フランジ（壁排水型の場合）	C 1201S	タンク式床置 壁排水Ⅱ形便 器	ニ 合成樹脂製便座（ふた付） ホ 合成樹脂製紙巻器 ヘ 13mm 給水管又はフレキシブル管付密結ロ ータンク（タンク密結便器の場合）内部金 具は逆流防止形のもの	小 便 器	<u>Ⅰ</u> <u>形</u>	U 510	洗 浄 弁 式 床 置 小便器（大形）	イ 小便器スパッド ロ 小便器床フランジ	U 511	同上（小形）	U 520	洗 浄 弁 式 壁 掛 小便器（大形）	ロ 小便器壁フランジ
衛生陶器				付 属 品																																																											
種 別		JIS 記 号	規 格 名 称																																																												
大 便 器	Ⅱ 形	C 730S	洗 浄 弁 式 床 置 壁 排 水 Ⅱ 形 便 器	イ 大便器スパッド(タンク密結便器の場合を 除く) ロ 大便器床フランジ（床排水形の場合） ハ 接続排水管及び接続用パッキン又は大便 器壁フランジ（壁排水型の場合）																																																											
		C 1201S	タンク式床置 壁排水Ⅱ形便 器	ニ 合成樹脂製便座（ふた付） ホ 合成樹脂製紙巻器 ヘ 13mm 給水管又はフレキシブル管付密結ロ ータンク（タンク密結便器の場合）内部金 具は逆流防止形のもの																																																											
小 便 器	<u>Ⅰ</u> <u>形</u>	U 510	洗 浄 弁 式 床 置 小便器（大形）	イ 小便器スパッド ロ 小便器床フランジ																																																											
		U 511	同上（小形）																																																												
		U 520	洗 浄 弁 式 壁 掛 小便器（大形）	ロ 小便器壁フランジ																																																											
衛生陶器				付 属 品																																																											
種 別		JIS 記 号	規 格 名 称																																																												
大 便 器	Ⅱ 形	C 730S	洗 浄 弁 式 床 置 壁 排 水 Ⅱ 形 便 器	イ 大便器スパッド(タンク密結便器の場合を 除く) ロ 大便器床フランジ（床排水形の場合） ハ 接続排水管及び接続用パッキン又は大便 器壁フランジ（壁排水型の場合）																																																											
		C 1201S	タンク式床置 壁排水Ⅱ形便 器	ニ 合成樹脂製便座（ふた付） ホ 合成樹脂製紙巻器 ヘ 13mm 給水管又はフレキシブル管付密結ロ ータンク（タンク密結便器の場合）内部金 具は逆流防止形のもの																																																											
小 便 器	<u>Ⅰ</u> <u>形</u>	U 510	洗 浄 弁 式 床 置 小便器（大形）	イ 小便器スパッド ロ 小便器床フランジ																																																											
		U 511	同上（小形）																																																												
		U 520	洗 浄 弁 式 壁 掛 小便器（大形）	ロ 小便器壁フランジ																																																											

新（R7. 10. 15 適用版）		現 行	
第 2 節 施 工 第 2 項 給排水衛生器具		第 2 節 施 工 第 2 項 給排水衛生器具	
5. 2. 2. 4 潜熱回収型給湯器	<u>乾式壁（ALC パネル等）の壁面に機器を設置する場合は、機器の荷重を乾式壁に負担させることなく、機器の振動が壁面に直接伝わらないよう、近傍の躯体（RC 柱・梁・壁等）から鋼材等を用いて取付ける。</u>		
5. 2. 2. <u>5</u> FRP 製、鋼板製及びステンレス鋼板製タンク	公仕（機械編）第 5 編 2. 2. 4 によるほか、タンクは据付け後、清掃及び水洗を行う。飲料用の場合は、さらに次亜塩素酸ソーダ溶液等により消毒の後、水洗いを行う。	5. 2. 2. <u>4</u> FRP 製、鋼板製及びステンレス鋼板製タンク	公仕（機械編）第 5 編 2. 2. 4 によるほか、タンクは据付け後、清掃及び水洗を行う。飲料用の場合は、さらに次亜塩素酸ソーダ溶液等により消毒の後、水洗いを行う。
5. 2. 2. <u>6</u> 取付け高さ	機器類の取付け高さは、公仕（機械編）第 5 編 2. 2. 5. 4 によるほか、消火器の取付け高さは床面から 1, 500 以下とする。	5. 2. 2. <u>5</u> 取付け高さ	機器類の取付け高さは、公仕（機械編）第 5 編 2. 2. 5. 4 によるほか、消火器の取付け高さは床面から 1, 500 以下とする。
第 1 0 章 医療ガス設備工事		第 1 0 章 医療ガス設備工事	
第 1 節 一般事項		第 1 節 一般事項	
10. 1. 1 一般事項	医療ガス設備工事は、公仕（機械編） 第 <u>1. 1</u> 編 による。	10. 1. 1 一般事項	医療ガス設備工事は、公仕（機械編） 第 <u>1. 0</u> 編 による。
第 1 1 章 機械設備工事標準図		第 1 1 章 機械設備工事標準図	
第 1 節 一般事項		第 1 節 一般事項	
11. 1. 1 一般事項	機械設備工事標準図は、国土交通大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修「公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）令和 <u>7</u> 年版」による。	11. 1. 1 一般事項	機械設備工事標準図は、国土交通大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修「公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）令和 <u>4</u> 年版」による。